

# 覚 書

朝日町地域公共交通総合連携計画の事業実施にあたり、当該事業の円滑な推進を図るため、「朝日町地域公共交通活性化協議会 会長 鈴木浩幸」(以下「活性化協議会」という。)と「朝日町副町長 富樫清志」(以下「朝日町」という。)の両者において、下記の事項について覚書を取り交わすものとする。

## 記

1. 朝日町地域公共交通総合連携計画の実施について、活性化協議会は次の事業を朝日町に委任するものとする。

朝日町・山形市間直行バス実証運行に関すること  
デマンド型乗合タクシー実証運行に関すること  
その他計画の実施に必要な事項

2. 期間は、平成22年4月1日から平成24年3月31日までとする。

3. 当該計画の実施にあたり生じる経費については、次のとおりとする。

事業実施に係る経費は、朝日町が負担する。

朝日町は、当該計画に係る事業執行については関係法令に基づき実施し、その経費を支払うものとする。

当該事業の実施にあたり得た収入は、朝日町の収入とする。

朝日町は、各年度末ごとに収入及び支出を取りまとめ、活性化協議会に報告するものとする。

活性化協議会は、その報告を精査し、補助事業の対象となる経費については、国土交通省に事業実績報告を提出する。この事業実績報告により交付される補助金については、活性化協議会で交付を受けるものとする。

国土交通省から交付決定のあった補助金については、交付後、速やかに全額を朝日町の指定口座に振り込むものとする。

- 4 . 活性化協議会は、計画実施にあたり必要な場合は、朝日町に対し関係書類の提出を求められることができる。その場合、朝日町は関係書類を提出し報告の義務を負う。
- 5 . その他定めのない事項については、両者協議の上決定するものとする。

平成 2 2 年 4 月 1 日

朝日町地域公共交通活性化協議会

会 長 鈴木 浩幸

朝日町

副 町 長 富樫 清志